

裾野市職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 管理監督者 課長相当職及び部長相当職の職員をいう。
- (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- (4) 利害関係者 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、当該区分に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が定める者を除く。

ア 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等及び裾野市行政手続条例(平成10年裾野市条例第1号)第2条第4号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(事業者等に該当する者及び次項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

イ 補助金(裾野市補助金等交付規則(昭和47年裾野市規則第4号)第2条に定める補助金をいう。)を交付する事務 当該補助金の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

ウ 立入検査又は監査(法令(裾野市行政手続条例第2条第2号に規定する法令をいう。)の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

エ 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び裾野市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をし

ようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
オ 行政指導(行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び裾野市行政手続条例
第2条第7号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定
の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

カ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事
務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び
当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

- 2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合にお
ける役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。
- 3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であ
った者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害
関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者
であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)
は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使さ
せることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかである場合
においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則等)

第3条 職員は、裾野市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる
事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として行動しなければならない。

- (1) 職員は市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを
自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等
市民対しに不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなけ
ればならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属
する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使
の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為
をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれ
に取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常
に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者との禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭(小切手、商品券等を含む。以下同じ。)、物品又は不動産の贈与(中元、歳暮、せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
 - (2) 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(地方公務員法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をすること。
 - (3) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (6) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
 - (7) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (8) 利害関係者と共に飲食をすること。
 - (9) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (10) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
 - (11) 利害関係者が主宰し、又は主たる構成員である研究会等への加入(公務による加入を除く。)をすること。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、利害関係者から一切の利益又は便宜の供与を受けること。
 - (13) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定の適用については、職員(同項第13号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、職員は次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲内の、香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。
 - (2) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供された物品を使用

すること。

- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者とともに簡素な飲食をすること。
- (7) 公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合において、利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。
- (8) 利害関係者が主宰し、又は主たる構成員である研究会等であって、利害関係者でない者が多数加入するものに加入すること。

4 第1項の規定にかかわらず、職員は次に掲げる行為(前項に該当するものを除く。)について、事前に利害関係者との接触に係る承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出し、その承認を得た場合に限り行うことができる。ただし、やむを得ない事情により事前に承認を得ることができない場合にあっては、事後速やかに事前に承認を得ることができなかった理由を付して承認を得なければならない。

- (1) 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者とともに簡素な飲食をすること。
- (3) 公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合において、利害関係者からの依頼に応じて講演等を行い報酬を受けること。
- (4) 公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合において、利害関係者が主宰し、又は主たる構成員である研究会等に加入すること。

5 任命権者は、前項の承認をしたときは、その承認した申請書の写しを裾野市コンプライアンス推進本部(裾野市コンプライアンス推進本部設置要領(平成28年裾野市訓令第20号)により設置されたものをいう。以下同じ。)に送付しなければならない。

(利害関係者との禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係(親族関係、個人的友人関係、地域活動を通じて成立した関係その他の職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、両者の間における職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びに両者の間において行われる行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められ

る場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為(第13号を除く。)を行うことができるものとする。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、所属長に相談し、その指示に従うものとする。

(検査等の際における禁止行為)

第6条 職員は、検査等の際においては、第4条第3項の規定にかかわらず、当該検査等にかかる利害関係者との間において、同項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる行為(前条の私的な関係のある者であつて、利害関係者に該当する者との間における行為を除く。)を行ってはならない。

- 2 第4条第4項の規定は、検査等の際の当該検査等にかかる利害関係者との間においては、適用しない。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(官公庁等の職員等との接触に当たっての禁止行為)

第8条 職員は、国、他の地方公共団体その他の行政機関の職員等と接触する場合においては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。

(贈与等の報告)

第9条 管理監督者である職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次項で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理監督者であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、速やかに贈与等報告書(様式第2号)を任命権者に提出しなければならない。

- 2 前項の報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

- 3 前2項の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者において、

受理した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 4 任命権者は、贈与等報告書を受理したときは、その報告書の写しを裾野市コンプライアンス推進本部へ送付しなければならない。

(所属長への相談)

第10条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、所属長に相談するものとする。

(利害関係者からの不正な要求に対する措置)

第11条 職員は、職務の執行に当たり、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれがある行為を求める要求に応じてはならない。

- 2 職員は、前項の要求を受けたときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

- 3 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の執行を図るために必要な措置を講じなければならない。

(所属長の責務)

第12条 所属長は、管理監督者としての責務を自覚し、自らが所属職員の模範となるよう率先垂範に努めなければならない。

- 2 所属長は、職場において、この規程が遵守されるよう、所属職員に対する指導及び監督に細心の注意を払うとともに、絶えず注意を喚起するよう努めなければならない。

(報告及び実情調査)

第13条 職員は、他の職員にこの規程に違反し、又は違反するおそれのある行為があったと認められる場合は、所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項に規定する報告があった場合又は職員にこの規程に違反し、若しくは違反するおそれのある行為があったと認められる場合は、実情の調査を行い、その結果を任命権者に報告しなければならない。

- 3 任命権者は、前項に規定する報告を受けたときは、その結果を裾野市コンプライアンス推進本部へ送付しなければならない。

(違反した者に対する処分等)

第14条 任命権者は、前条の調査の結果、何らかの措置をとることが必要であると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、地方公務員法第29条第1項の懲戒処分又は訓告、注意その他人事管理上必要な措置を厳正に講ずるものとする。

- 2 任命権者は、この規程に違反する行為があったと認められる職員から退職の申出があった場合において、その職員を懲戒処分に付すことにつき相当の理由があると認めるときは、退職の承認を留保し、前項に規定する措置を講ずるものとする。

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

(裾野市役所事務専決規程の一部改正)

- 2 裾野市役所事務専決規程(昭和50年裾野市訓令第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1の2人事関係の表中「休暇」の次に「倫理規程」を加える。

様式第1号（第4条関係）

利害関係者との接触に関する申請書

年 月 日

様

所 属

申請者 補 職 名

氏 名

印

次のとおり利害関係者と接触(したい・した)ので、裾野市職員倫理規程第４条第４項の規定により申請します。

接 触 の 種 類	第１号 ・ 第２号 ・ 第３号 ・ 第４号		
接 触 の 年 月 日 時	から		
接 触 の 相 手 方	名 称		
	所 在 地		
	氏 名		
接 触 す る 場 所 等			
内 容 （ 会 費 等 ）			
必 要 性			
事 後 申 請 理 由			
※ 受理年月日 年 月 日	※処理結果 承認 不承認 理由	所属長 承 認 印	

- (注) 1 申請者は、太線で囲んだ部分のみ記入してください。
2 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
3 ※印欄は所属長が記入する。

様式第 2 号（第 9 条関係）

贈 与 等 報 告 書

年 月 日

任命権者名

所 属

氏 名

印

年月日	
起因となった事実	
贈与等又は報酬の内容	
贈与等による利益又は報酬の価格	
推計した額の根拠	
供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた場において受けた供応接待にあつては、居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称又は氏名及び住所	
役員等の役職又は地位及び氏名	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等と職員の職務との関係	

備考

- 1 「年月日」欄には、贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日を記入すること。
- 2 「起因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあつては贈与又は供応接待の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあつては職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける起因となった事実に関する事項を記載すること。
- 3 「贈与等又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載すること。
- 4 「推計した額の根拠」欄には、「贈与等による利益又は報酬の価格」欄に推計した額を記載している場合に、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価格を推計した根拠を記載すること。
- 5 「役員等の役職又は地位及び氏名」欄には、裾野市職員倫理規程第 2 条第 4 項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合に記載すること。当該役員等が、複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名を記載すること。
- 6 贈与等又は報酬の支払 1 件につき 1 枚に記入すること。